

# 厚生教育常任委員会

日時：令和6年12月9日（月）

厚生教育分科会終了後

場所：第1委員会室

## 1 付託議案の審査

- 議案第67号 令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和6年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第70号 令和6年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 島田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 島田市伊太体育館条例を廃止する条例について
- 議案第79号 指定管理者の指定について（島田市こども館）

## 2 請願審査

- 請願第1号 「小・中学校給食費の無償化」を求める請願

## 3 所管課からの報告事項

[教育部]

- 社会教育課

令和7年島田市はたちの集いの開催について

## 4 その他

## 付託議案審査項目（厚生教育常任委員会）

令和6年12月9日

【議案書頁/予算に関する説明書頁/補正予算概要書頁】

- 議案第67号 令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
----- 26~28/77~87/22・23
- 議案第68号 令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）  
----- 30・31/89/-
- 議案第69号 令和6年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
----- 33~35/91~99/25・26
- 議案第70号 令和6年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
----- 37・38/101~108/30・31

【議案書頁/説明書・参考頁】

- 議案第75号 島田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例  
及び島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予  
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を  
定める条例の一部を改正する条例について ----- 44・45/18~21
- 議案第76号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
----- 46/22~25
- 議案第77号 島田市伊太体育館条例を廃止する条例について ----- 47/-
- 議案第79号 指定管理者の指定について（島田市こども館） ----- 49/28・29

請願第1号

## 請願文書表

受理番号	令和6年 請願第1号
受理年月日	令和6年11月5日
件名	「小・中学校給食費の無償化」を求める請願
請願の趣旨	別紙のとおり
請願者 住所・氏名	島田市 [REDACTED] 学校給食費無償化を求める島田市民の会 代表 鈴木 恵
紹介議員	四ツ谷 恵、桜井 洋子、八木 伸雄
付託委員会	厚生教育常任委員会

令和6年11月 5日

「小・中学校給食費の無償化」を求める請願

島田市議会議長

藤本 善男 様

請願人

住所 島田市 [REDACTED]

氏名 学校給食費無償化を求める島田市民の会

代表 鈴木 恵

連絡先 [REDACTED]

紹介議員

四ツ谷 恵

桜井 洋子

八木 伸雄

(請願の趣旨)

新型コロナ感染症、円安・物価高騰などによる経済の悪化は、子どもを育てる世代に貧困と格差を拡げ、子どもたちにも深刻な影響を与えていました。そのひとつが学校給食費です。

学校給食は、食育と位置づけられる教育の一環であるとともに子どもの健全な発達を支えるうえで、重要な役割を果たしています。しかし諸物価の高騰等により、給食費の保護者負担は重いものがあります。複数の子どもを持つ家庭では負担はさらに大きくなります。

国は「保護者が負担する学校給食費を自治体が補助することを妨げるものではない」、自治体の補助で「保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示しています。

すべての子どもが給食費の心配なく、平等に給食を食べられるようにするためにも、市の補助で小・中学校の給食費を無償化していただきますよう、ここに請願いたします。

(請願理由)

円安などによる急激な物価高騰が暮らしを直撃し、学校給食費は子育て世帯にとって大きな負担になっています。島田市の給食費は、小学校が月額4,558円、中学校が5,440円となっており、多子世帯ともなれば大変です。「義務教育は無償」「学校給食は教育の一環である」の法の精神に立ち、どの子にもお金の心配なく、安全でおいしい給食が提供されますよう、学校給食費の無償化を求めます。署名活動の中で「この署名、ありがとう」とお礼の言葉をいただいたり、高齢者の方からも「給食ぐらい無料にね」と賛同をいただきました。ここに、島田市民の切実な願いを 3042 名の署名に託して、請願いたします。

## 1 前提

■学校給食費の月額を以下とした。（令和6年度）

	一食当たりの額 (円) 【①】	年間給食回数 (回) 【②】	年間実績額 (円) 【③】 【①】 × 【②】	徴収月額 (月) 【④】	食材費（対象経費） 月額 (円) 【⑤】 【③】 ÷ 【④】
小学校	274	183	50,142	11	4,558
中学校	327	183	59,841	11	5,440

■令和6年10月1日現在在籍数

	児童・生徒数 (人) 【⑥】
小学校	4,790
中学校	2,410

■要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金対象者は学校給食費が無償

R5認定実績	要保護	準要保護
小学校	5人	501人
中学校	6人	304人
財源	国：1/2以内	一般財源

■学校給食費徴収率

(現年度分)

R5 : 99.93%
R4 : 99.96%
R3 : 100.00%

## 2 経費比較（全国の事例を当てはめる）

区分	内容	小中学校	経費(円)	算式
完全無償化	—	小中学校	384,375,420	下記小中学校の算式参照
	—	小学校のみ	240,161,020	4,558円 × 11か月 × 4,790人 = 240,161,020円
	—	中学校のみ	144,214,400	5,440円 × 11か月 × 2,410人 = 144,214,400円
一部無償化	第2子以降無償	小学校	100,476,552	4,558円 × 11か月 × 2,004人 = 100,476,552円
		中学校	50,205,760	5,440円 × 11か月 × 839人 = 50,205,760円
	第3子以降無償	小学校	29,531,282	4,558円 × 11か月 × 589人 = 29,531,282円
		中学校	17,892,160	5,440円 × 11か月 × 299人 = 17,892,160円
	第4子以降無償	小学校	3,409,384	4,558円 × 11か月 × 68人 = 3,409,384円
		中学校	2,453,440	5,440円 × 11か月 × 41人 = 2,453,440円
	特定学年の児童生徒	小学1年	36,701,016	4,558円 × 11か月 × 732人 = 36,701,016円
		小学2年	38,505,984	4,558円 × 11か月 × 768人 = 38,505,984円
		小学3年	39,358,330	4,558円 × 11か月 × 785人 = 39,358,330円
		小学4年	39,859,710	4,558円 × 11か月 × 795人 = 39,859,710円
		小学5年	43,218,956	4,558円 × 11か月 × 862人 = 43,218,956円
		小学6年	42,517,024	4,558円 × 11か月 × 848人 = 42,517,024円
		中学1年	46,974,400	5,440円 × 11か月 × 785人 = 46,974,400円
		中学2年	50,445,120	5,440円 × 11か月 × 843人 = 50,445,120円
		中学3年	46,794,880	5,440円 × 11か月 × 782人 = 46,794,880円
	ひとり親家庭の児童生徒	ひとり親家庭の児童	27,475,624	4,558円 × 11か月 × 548人 = 27,475,624円
		ひとり親家庭の生徒	10,950,720	5,440円 × 11か月 × 183人 = 10,950,720円
一部補助	無償の月：1回	小学校	21,832,820	4,558円 × 1か月 × 4,790人 = 21,832,820円
		中学校	13,110,400	5,440円 × 1か月 × 2,410人 = 13,110,400円
	無償の月：2回	小学校	43,665,640	4,558円 × 2か月 × 4,790人 = 43,665,640円
		中学校	26,220,800	5,440円 × 2か月 × 2,410人 = 26,220,800円
	減免率：10%	小学校	24,016,102	4,558円 × 11か月 × 4,790人 × 0.1 = 24,016,102円
		中学校	14,421,440	5,440円 × 11か月 × 2,410人 × 0.1 = 14,421,440円
	減免率：20%	小学校	48,032,204	4,558円 × 11か月 × 4,790人 × 0.2 = 48,032,204円
		中学校	28,842,880	5,440円 × 11か月 × 2,410人 × 0.2 = 28,842,880円
	減免率：30%	小学校	72,048,306	4,558円 × 11か月 × 4,790人 × 0.3 = 72,048,306円
		中学校	43,264,320	5,440円 × 11か月 × 2,410人 × 0.3 = 43,264,320円
	減免率：40%	小学校	96,064,408	4,558円 × 11か月 × 4,790人 × 0.4 = 96,064,408円
		中学校	57,685,760	5,440円 × 11か月 × 2,410人 × 0.4 = 57,685,760円
	減免率：50%	小学校	120,080,510	4,558円 × 11か月 × 4,790人 × 0.5 = 120,080,510円
		中学校	72,107,200	5,440円 × 11か月 × 2,410人 × 0.5 = 72,107,200円

■ひとり親世帯の抽出方法・抽出結果（令和6年10月1日現在）

①住民基本台帳の「生年月日」欄に「2009年4月2日～2018年4月1日」と記載されている人（小中学生）の「世帯番号」を確認

②住民基本台帳の「全件」を検索し、小中学生と同一世帯であれば世帯全員の続柄を抽出し、続柄が2種類（世帯主と子、子と「子の子」、世帯主と子と子と子など）であれば、ひとり親世帯とする。

区分	条件	人数(人)
ひとり親世帯ではない	なし	6,764
ひとり親世帯かつ小学生	生年月日が2009年4月2日～2015年4月1日かつ続柄が2種類	548
ひとり親世帯かつ中学生	生年月日が2015年4月2日～2018年4月1日かつ続柄が2種類	183
合計人数		7,495

■第1子から第4子以降までの人数の抽出方法・抽出結果（令和6年10月1日現在）

①住民基本台帳の「生年月日」欄に「2009年4月2日～2018年4月1日」と記載されている人（小中学生）の「世帯番号」と「続柄」を確認

②住民基本台帳の「全件」を検索し、小中学生と同一世帯かつ同一続柄であれば、「兄弟姉妹である」として、生年月日順に並び替え、第何子か判定する。

区分	条件	人数(人)
第1子合計	生年月日順で1番目	3,655
第2子かつ小学生の人数	生年月日が2009年4月2日～2015年4月1日かつ生年月日昇順で2番目	2,004
第3子かつ小学生の人数	生年月日が2009年4月2日～2015年4月1日かつ生年月日昇順で3番目	589
第4子以降かつ小学生の人数	生年月日が2009年4月2日～2015年4月1日かつ生年月日昇順で4番目以降	68
第2子かつ中学生の人数	生年月日が2015年4月2日～2018年4月1日かつ生年月日昇順で2番目	839
第3子かつ中学生の人数	生年月日が2015年4月2日～2018年4月1日かつ生年月日昇順で3番目	299
第4子以降かつ中学生の人数	生年月日が2015年4月2日～2018年4月1日かつ生年月日昇順で4番目以降	41
合計人数		7,495

## 食材費の推移と物価高騰分の推移（単位：円）

年度	R 4		R 5		R 6	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
食材費	50,142	59,841	50,142	59,841	50,142	59,841
物価高騰分	2,562	2,928	3,660	4,026	4,026	4,575

R 4 は 5 %程度

